## 第4回 府中市史編さん協議会会議録

- 1 会議の名称 第4回府中市史編さん協議会
- 2 開催日時 平成 26 年 11 月 14 日 (金) 午前 9 時 55 分~11 時
- 3 開催場所 市立ふるさと歴史館 3階展示室
- 4 出 席 者 入江宣子委員、坂詰秀一委員、猿渡昌盛委員、大木榮詮委員、大 久保秋生委員、野口忠直委員、加藤孝子委員、今野耕作委員の 8 名。

欠席委員 亀山章委員、吉田ゆり子委員 2名。

市側出席者 後藤廣史部長 (途中退席)、江口桂課長、黒沢明美課長補佐、岡田禎夫主査、再任用職員滝澤康弘、嘱託職員松本三喜夫の6名。

- 5 議事日程 別紙、添付資料のとおり。
- 6 会議の公開・非公開 公開で実施。傍聴希望者なし。
- 7 議事内容 以下のとおり。

**岡田主査** 10 時少し前ですが、今日は、部長に出席していただいております。 部長は、次の会議があり、しますが、初めにごあいさつさせていただきたいと 思います。

**後藤部長** 皆さんおはようございます。本日はご多用のところ、ご出席くださいましてありがとうございます。

第4回目の市史編さん協議会ということで、原案をつくっておりますけれど、本日まとめていただいて、先般お話ししましたとおり、市長に報告していただくというように考えております。いろんなご意見を頂戴し、それを編集方針にいかしてゆく。これからの市史編さんの一番基本となるもので、委員の皆さまにおまとめいただくということになっております。本日もよろしくお願いします。簡単ですが、ごあいさつとします。

**坂詰会長** おはようございます。早朝からありがとうございます。定刻になりましたので、ただ今から第4回府中市史編さん協議会を開催します。

事務局から、委員の出席状況について、報告してください。

**岡田主査** 本日の協議会には、吉田副会長、亀山委員の 2 人から欠席のご連絡をいただいております。他の 8 人の委員には、ご出席いただいております。「府中市史編さん協議会設置要綱」第六条の二項の規定のとおり、本協議会は有効に成立しております。

**坂詰会長** ご承知のように本協議会は、公開で進めております。本日の傍聴 者希望者について、事務局から報告してください。 **岡田主査** 傍聴希望者について、報告します。本日のこの協議会の開催につきましては、11月1日号の「広報ふちゅう」及びHPで、市民にお知らせしましたところですが、傍聴希望者はございませんでした。

**坂詰会長** 次に、この会議の会議録の公開についてですが、公開状況を報告 してください。

**岡田主査** 前回の会議録につきましては、前回の会議のすぐあと、記録をおこし会議録の案文を作成し、各委員さんにお送りし、ご確認をいただきました。 3人の委員からご連絡がありましたので、ご指摘の部分を修正し、その後、会長のご確認をいただき、市の HP、ふるさと歴史館、市役所市政情報室、中央図書館等で、すでに公開しております。

議事録について、特段、問合せ、質問等はございませんが、会議録を HP でご覧になっているという方から、ご連絡をいただいております。

**坂詰会長** それでは、日程にそいまして議題に入りたいと思いますが、本日は、ご覧のように 10 時からということで通知してあるわけですが、11 時ころまでということで進めたいと思います。その趣旨は、事務局では、皆さん方のご意見に個別的に十分対応していると思いますので。よろしいでしょうか。ひとつご協力ください。

それでは、配布資料について、確認してください。

**岡田主査** 配布資料については、議事日程の中ほどから下に記載してあります。郵便で11月10日に、議事日程と資料をお送りいたしましたが、今日、お持ちいただいておりますでしょうか。

資料 1 は、前回のこの協議会におけます各委員さんのご意見の要旨をとりまとめ、報告文の第3案にどう盛りこんだかを示しております。

資料2は、「府中市史編さんの基本構想及び編さん方針の策定について」(第3案)の案文です。

そして、先般のこの会議で、事務局がふれました『府中市政史』が 2 冊あります。青っぽい表紙の方が、市制施行から平成 3 年度まで、赤っぽい表紙の方が、それ以後で平成 25 年度までとなっています。参考にしていただければ幸いでございます。

それと本日、坂詰会長が編さんにかかわりました「伊東市史だより」を皆さんのお手もとに配布いたしました。『伊東市史』は「こういうかたちでつくっていますよ」ということを伊東市で、広報していますことから、坂詰会長にお持ちいただきました。

以上です。配布もれ、または資料をお忘れの方はございませんか。

**坂詰会長** 府中市史編さんの参考になるかどうかわかりませんが、前回のこの協議会で、私が、今、現実にすすめております『伊東市史』のことを申しあ

げました。その後、伊東市の方へ出向きまして確認してまいりましたけれど、「市 史だより」は、今、お手もとにお配りしました 3 種類しか在庫がないというこ とです。この「市史だより」は、年に 1 回、全戸配布しております。伊東市の 全戸の家庭に届いているということです。市の主な場所では、「市史だより」を もらえるような態勢をとっており、これが周知徹底していることを前回申しあ げました。資料ですので、お時間のあるときご覧ください。ご参考までです。

日程の 1、「基本構想及び編さん方針について」を議題とします。事務局から、 説明してください。

**嘱託松本** それでは資料 1 と資料 2 は関連がございますので、続けて説明いたします。

なお、資料 2 の市長への報告文の第 3 案につきましては、前回のこの協議会で、坂詰会長から第 3 案をまとめる前に、ご意見をいただいた委員さんと調整をしておくよう、会議の中でお話がございましたので、全委員さんに第 3 案の案文をお送りし、事前にご覧いただいております。

そのうち 5 人の委員さんからご連絡をいただき、調整してございます。大木 委員、今野委員、吉田副会長とはお会いして、入江委員、坂詰会長からは返信 をいただきまして調整したしてあります。

資料1をご覧ください。前回、10月6日開催の本協議会では、委員さんからたくさんのご意見等をいただきましたものを、整理したのが資料1でして、左側には、ご質問・ご意見を、右側には、素案の第3案、今回、資料2として出しております案ですが、どのように記載したかをお示ししてあります。

ご意見の中には、質問があり、要望があり、ご指摘があり、また現段階では、何ともお答えできないものと、いろいろでありましたので、案文に反映したものとそうでないものがあります。

そこで、第 2 案を検討している会議の際に、先ほどのべましたように、会長から今回の第 3 案を出す前に、発言者と連絡を取り、調整されるよう指示がありましたので、全委員さんに案文を資料としてお送りする等を事前にさせていただきました。

こういった経緯をおふくみおきいただければと存じます。

まず、1Pの入江委員ですが、会議録からみますと、11点になるかと思います。

1点目の市史などに関連して、今まで出されたものが図書館で見られる状況にあるのかどうかにつきましては、素案の第3案には記述しておりませんが、きちんと整理され、みられるようになっております。

2点目の『新版府中市の歴史』に関連して、市民は知らないということですが、 その都度、担当課では PR はされてきたものと考えておりますが、今後もより PR に努めていかなければならないと認識しております。 3点目の「平易な文章」「質の高い」は、第3案にも記載してあります。

4点目の都市型民俗の件につきましては、課題をよく説明し的確な先生に依頼するように努めてまいります。

5点目の3頁4の「充分な資料調査に基づいて」の古文書整理ですが、「急を要す」と書いてあるが、市民の手で読めたらいいということです。このことにつきましては、基本的には、まさにおっしゃるとおりかと思いますが、市史編さんは限られた期間で行わなければならないこと、郷土の森に今ある古文書が古文書のすべてとは思われず、古文書等の関連文書の悉皆調査も含めて行っていくとなりますと、10年という時間は短く感じています。

そういった意味では、ほんとうに「急を要す」と考えています。このことは そのままにさせていただきました。

6点目の「継続的に蓄積された」資料がわかりにくいということですが、市民 への PR ではありませんけれど、本報告書では、4 頁にその主なものを列記しま した。

7 点目の郷土の森博物館職員の歴史の記述の視点を市史でも生かすというご 意見、これについては、おっしゃるとおり第2案の際にも「人びとの生活がう かがえる市史」ということで記述してございます。

8点目の5頁8の「市史の内容及び構成」に関連して、資料編、別編、報告書のちがいがわかりにくいということでした。このことにつきましては、6頁の中ほどに「脚註」的に説明を記述しました。

また、今回の返信の中で、新しく編集される資料集に収録される資料と、すでに発刊されている資料集に収録ずみの、重複資料の取り扱いをどうするという問題提起がございました。

これにつきましては、現段階で何とも申し上げられませんが、資料にもよるでしょうし、別途、策定することになる予定の編集委員会の編集方針にもよることになろうかと思います。

9点目の「俗信」ということばですが、最近の他市の市史などでも使用されておりますが、ご意見がございましたので、大きく書き改め、6頁の(2)のイのように、「信仰、生業、暮らしのようす、さらには地域社会の仕組みなどをとりあげ、人びとがどのように考え暮らしていたか、その日常的な生活の営みを明らかにする」としました。

10 点目の市史編さん終了後の関連資料の公開・利用のありかたですが、資料にも記載のとおり、市史編さんにありましては、今すでに博物館や図書館で所蔵している資料も使用しますし、市史編さんを機に新たに収集する資料もたくさんになろうかと思います。

それらを1か所に集め「そこへ行ったら全部のものがみられる」というのは、

公の施設の本来の設置目的もありますから、難しいと思います。次善策として、 資料の所在が検索できるようなシステムが考えられます。

11 点目の美術品等の記述が気になっていたとのことですが、これにつきましては、削除いたしました。

資料2頁の下から3頁の上段にかけては、亀山委員です。

1点目の土地利用の関係から、江戸と府中など近郊の関係につきましては、ご 指摘のことのみならず、資料に記載のとおり、江戸と近郊の関係は多摩地域の 歴史では、欠かせない大きな視点だと思っております。

2点目の近・現代史の記述の仕方で、直近にウェートを置いた記述の仕方ということですが、1点目も2点目も近・現代専門部会へ伝えていきます。

次に、大木委員ですが、6点ございました。

1点目の「はじめに」の中で、昭和36年度から「10周年を記念して」とあるが、「記念する」ではないかとのご指摘、指摘のとおり修正しました。

2点目の7頁の市史編さんの期間について、10年間として市制施行70周年を 最終とするでは、期間と年号が合致しないとのご指摘でした。

ご指摘のとおりで、市史編さんの期間は平成35年度までとし、市制施行70周年までに事業を終えるのがふさわしいと、前文に記述しました。

3点目の第2案では2頁に記載の「めざす市史像について」という見出しについて、「めざす市史の編集方針について」の方がいいのではないかということでした。本協議会で検討いただいていますのは、市史編さんの構想及び編さんの方針であります。また、今後、市史編さんにあっては、編集委員会を設置していかなければなりませんし、編集方針というのはむしろそちらの所掌事項だろうと考えています。

吉田副会長からも、この見出しについてご意見がありましたことを加味しまして、「めざす市史編さんの方針について」としました。

4点目です。第2案の「めざす市史像」では、「わかりやすい市史」が先に記述されていて、専門的、学術的に記述があとにきている。5頁の「市史の内容及び構成」では、逆に専門とか学術が先に記述されていて、「わかりやすい」があとから出てくる。双方の整合性がとれていないとのことでした。

第3案では、「めざす市史編さんの方針について」を書き換えまして、整合性 を取るようにしました。

5 点目の本文の 9、11, 12 では、見出しのあと、いきなり箇条書きがされており、導入文がない。他と整合を取った方がいいとのことでした。3 か所に導入文を記述しました。

6 点目の今野委員の提案のアイデンティティにかかわり、「郷土愛」というご 意見でした。この点につきましては、吉田副会長から「地域の歴史を自覚的に とらえる」という提案がありましたので、そのように書き換えてございます。 資料の4頁をご覧ください。大久保委員のご意見です。

1点目の市史編さん終了後の資料の利用のことです。

第3案では、8頁の上の方に記述の(5) 市史編さん終了後の資料の利用に関してですが、そういった体制の構築にまずは努めまして、体制がとれました際には、入江委員からも発行物のPRの件がありましたが、しっかりと市民へ情報を提供していくことになろうかと思います。

2 点目の「近・未来的なこと」といことですが、市史は歴史でありますので、 ある程度の歴史的評価や検証を伴う事項について記述してゆくことにあろうか と思います。

ご指摘の都市計画ですが、例えば、都市計画決定により行われた、三本木地区の土地区画整理事業、あるいは南口の再開発などは、書き方はともかく府中の市制施行以後、都市計画決定に基づくきわめて大きな施策でした。また、平和島の競艇などについても、府中市の市制施行以後の財政状況を論じますには、取り上げてゆかねばならない事業と考えています。

次に、野口委員のご意見でして、「市民との協働」の中の(3)の市内在住の 専門家のみならず、広く人材を求めてほしいということでした。

第3案では、5頁の「市民との協働」の(3)に、「市内在住の専門家のみならず、広く人材を積極的に求めて活用する」としました。

加藤委員の子どもたちにこの町が感じられるように、そして強い印象が残るようにというご指摘については、第3案の5頁の「市民との協働」に小・中学校、高校のこともふれたとおりです。

前回の会議でも申し上げましたが、事務局としては、ここには記載しておりませんが、どうしたら「協働」できるのか、汗をかいてまいりたいと考えています。

今野委員のご意見は、資料1の4頁の下から、5頁の上に記載しております。 1点目は、「市民との協働」にかかわる、市史との事業の開催の場所として、 小・中学校等のところに図書館を加えたい。図書館と歴史とがあうものだとい うことでした。

事務局としましては、事業開催の場所としては、小・中学校等だけでなく、 当然にルミエール府中、市民会館のことですが、その他博物館、図書館、文化 センター等も考えているわけでして、前回の第 2 案の案文では、小・中学校を 強調したというものでした。

しかしながら、ご意見をいただきましたので、資料のとおり 5 頁中ほど、「市民との協働」の(4)に図書館だけに限定するものでなく、博物館等、他の公共的施設もふくめて「市内の公の施設に加えて」と、加筆しました。

2 点目の「歴史の文脈」、今野委員は、武蔵国の由来、このことは今まであまりふれられることのなかった点ですが、由来から始まり、国府、六所宮、宿場町、そして現代へつながる府中の歴史の文脈をぜひ深めてほしいということです。

このことつきましては、今回の市史としての歴史の文脈は、編集委員会等へ 伝えてまいりたいと思います。

次に、吉田副会長のご意見ですが、11点ございました。

1点目は、第2案では、1頁の「市史編さんの目的」ですが、今野委員から提案のありましたのはアイデンティティで、大木委員からは郷土愛ということでした。吉田副会長からは、資料に記載のとおり、「広く市民が府中の歴史を知り、理解を深めることで、地域の歴史を自覚的にいかしながら、今後のまちづくりを行っていくことをめざす」というご提案でした。

市民全体を考えますと、「府中の歴史を知り」という表現よりも、「歴史に関心をもち」の方がふさわしいと考えました。また「地域の歴史を自覚的にいかしながら」ということでしたが、歴史をどこでどのようにいかすのか、やや見えない部分がありました。

そこで「広く市民が府中の歴史に関心をもち、理解を深めることによって、 地域の歴史を自覚的にとらえながら、今後のまちづくりにいかす」としました。

2点目は、同じく市史編さんの目的で、第2案では(2)(3)が同じような内容だということで整理したほうがいいということでした。

そこで 2 頁一番上の (2) のとおり、「地域の歴史や自然、伝統文化等を明らかにし、見直すことによって、これから進むべき未来への展望の指針とする」にしました。

3点目は、同じ市史編さんの目的で、第2案では(4)について、委員さんの ご意見は、「地域にのこされた歴史資料をはじめとする多様な資料を駆使して、 そして最新の学問的成果をふまえたうえで、地域の歴史を明らかにする」とい うものでした。

地域にのこされているのは、歴史資料に限定されるものでないこと、また本市史では、自然等も取り扱うことから、「有形・無形の多様な資料」という表現を用い、また「駆使」を「活用」としまして、委員さんの文とは若干表現を変えて記述しました。

4点目は、同じ市史編さんの目的で、第2案では(5)でしたが、歴史遺産ということばをつかってほしい。「歴史遺産としての資料の調査・収集・保存」をして、「活用を図って、今後、利用しながら散逸を防ぐ」というご意見でした。

ご提案のとおり、歴史遺産ということばを用いました。また資料の調査・収集・保存のところに整理を入れました。そして、この文の語尾ですが、散逸云々

を削除し、「市民等の利用に供しながら、後世に継承してゆく」としました。

5点目が、第2案では2頁の中ほどから下段の「めざす市史像」についてです。 委員さんのご意見では、カッコ書きが要らない、書かれているものの順番がわからないということでしたので、第3案に記載のとおり、整理しまして、7項目としました。

ここでは先ほどのべましたとおり、大木委員のご意見と併せて考慮して、順 番等を入れ替えてあります。

6点目が、第2案の見出しの「めざす市史像」ではなく、「めざす市史編さんの方針」とするというものでした。大木委員のところでは、「めざす市史の編集方針」ということでしたが、編集方針は、編集委員会が決めるのにふさわしいと考えますので、「めざす市史の編さん方針について」としました。

これにともないまして、表紙のところでも「編集方針」となっていたものを、「編さん方針」としました。

7点目は、第2案では(3)に記載だった「国政などの動向や制度史よりも」という表現、8点目が、同じ個所の「女性史」という表現、9点目が、同じ個所の「政治・経済・行政にかたよることなく」という表現について、ご指摘をいただきました。

書き改めましたので、ややインパクトが少なくなったかと思いますが、「子どもから女性、高齢者など、府中地域で暮らした人びとの視点からテーマをとりあげ、地域の視点から記述することによって、人びとの生活がうかがえる市史とする」と書き改めました。

10 点目は、第 2 案では、5 頁の「市史の内容及び構成」の(2)の「俗信」ということば。11 点目が、同じ個所の「美術品」についてですが、先ほどの入江委員のところでお答えしたとおりです。

**嘱託松本** それでは、資料 2 の「府中市史編さんの基本構想及び編さん方針 の策定について」(第3案)の説明をいたします。

前回の第2案をもとに、ただ今、資料1でご説明した、前回のこの協議会での各委員さんのご意見と、今回、この第3案を協議会に提出するにあたりまして、先ほどものべましたように事前調整しております。その際にいただきましたご意見もふまえまして、案文を作成しました。それが、今回の素案の第3案でございます。

順次、説明いたします。大きく書き改めましたところ、あるいは、ご意見等を参考にして加筆したところなどには、アンダーラインをひてございます。小さな文言の変更については、省略してあります。

まず、表紙の部分ですが、先ほど委員さんのご意見にありましたとおり、「編集方針」という表記を「編さん方針」と言い換えてあります。

1 頁の 1 の「はじめに」のところでは、前回の市史編さんを「10 周年を記念 して」とされていたものを、「記念するため」と言い換えました。

1頁の下段からの「市史編さんの目的」の(1)、第2案では「アイデンティティ」と記述されていた部分を「地域の歴史を自覚的にとらえながら」としました。

市史編さんの目的で、2頁の(2)は整理をしました。(3)(4)は、ご指摘の 用語や考え方を取り入れながら、書き換えてございます。

2頁の第2案では、「めざす市史像」でしたが、見出しを書き換えまして「めざす市史の編さん方針について」としました。

内容につきまして、文言を整理するとともに、(1) (2) の記述のとおり、「専門的」「質の高い」市史をまず基本にすえ、加えて「わかりやすい」「親しまれる」というように、第 3 案 5 頁 8 「市史の内容及び構成」の前文の記述と整合をとりました。

「めざす市史の編さん方針について」の(3)に記載してありました「ニューメディア」ということばを「新しい情報記憶媒体」という日本語におきかえました。

- (4) の「未来志向」を「未来に向けた」と書き改めてあります。
- (6) につきましては、ご意見を取入れまして書き改め、「子どもから女性、高齢者など、府中地域で暮らした人びとの視点からテーマをとりあげ、地域の視点から記述することによって、人びとの生活がうかがえる市史とする」としました。
- 3頁の4「充分な資料調査等に基づいて」の古文書の関係につきましては、今 現在、郷土の森博物館にあるものの整理と、それ以外の関連文書等の、今後、 調査・発掘をまってすすめなければならないものの双方を記述しました。

市民に対して資料提供を呼びかけるとなっていたものを、「情報」と「資料」 の提供を呼びかけるとしました。

また、同じ頁の最後の行が「めざす市史編集の方針」となっていたものを、2 頁のところで小見出しを書き換えましたことにともない、「めざす市史の編さん の方針」としました。

3頁の「継続的に蓄積された知的資源の活用」についてですが、郷土の森博物館の民具類について、「市民から寄せられた」という表現をわかりやすく「寄贈あるいは寄託」としました。

その他、文言を3か所、修正しました。

また、「継続的に蓄積された資料」に何があるのか、発行物等がわかりにくい ということでした。そこで、4頁をご覧ください。参考としまして、前回の市史 にかかわるもの、前回の市史発行後に研究・整理・編集され、発行された資料 集などを記載しまして、わかりやすく配慮しました。

5 頁の「市民との協働」の(3)では、市内在住の専門家だけでなく、広く人材を求めることもふくめまして記述しました。

同じところの(4)では、市史関連の事業の実施は、小・中学校等の施設にかぎるものではなく、広く「公の施設」をも対象とするように記述しました。前回も趣旨としては、こういったように考えておりまして、小・中学校を強調したということでした。

第2案では、6頁に記載してありました「俗信」については、2頁に記載の「めざす市史の編さん方針について」のところに、「人びとの生活がうかがえる」とありますので、信仰もふくめて文章を大きく改め、イとして記述しました。

「信仰、生業、暮らしの組み立て(衣食住など)、さらには地域社会の仕組みなど、人びとがどういったことを考えていたか、日常的な暮らしが明らかになるようにする」としました。

美術品の記載につきましては、削除いたしました。

イとして、先ほどの文章を入れましたことから、ウ、エ、オなど、以下、順次くりさげております。

7頁の「編さん期間及び刊行計画」については、導入文を書き加えました。導入文で、平成36年度(2024)までに編さんを終える、したがって、(1)で編さん期間は、平成35年度までの10年間とするとしました。

同じ7頁の下段の方で、「市史編さんの関連事業」についてでは、やはり導入文を書き加えました。

市史編さんを通じて、市民の歴史への関心が高まり、編さん事業の意義が市民に理解されるようすすめることの大切さを記述しました。

同じところの(5)では、若干、言い回しを修正しました。

8頁の「市史編さんの組織」につきましても導入文を書き加えました。

資料 2 につきましては、以上でございますが、今回、ある委員さんから、この市史編さん事業は、「正式な事業なのでしょうか?」という、大変、基本的なご質問をいただいております。少しご説明します。

この市史編さんといいますのは、行政が毎年継続的に実施してゆく事業とは 異なり、特定の年次に臨時的に実施してゆくことになります。

市が行政機関としまして、そういった事業を展開していきますには、庁議といいまして、国政でいいますと、閣議に相当しますが、市役所内の最高意思決定会議を経て、まず市としての意思決定を行います。

それにともない、予算といいまして実態的に事業展開をしてゆけるよう、裏付けをしてゆく作業に入ります。それを予算編成といいます。

市の中ではこのように動きますが、地方公共団体の予算といいますのは、執

行機関としての市が、予算をつくればそれがそのまま執行できるかといいます と、それはできません。予算は議決主義といいまして、議会の議決が必要です。 ちなみに決算は、議決を必要としません。

そこで、行政機関の市の動きとしましては、市史をつくるという意思決定ができましたら、予算案を議会に提出していきます前に、市史編さんの計画や考え方を議会へ報告してゆきます。そこで事前に「了承」を得ませんと、予算案を提出しましても、予算の議決をいただくのが困難になります。

市の仕事といいますのは、すべてにわたり行政機関としての市、立法府としての議会、その間の調整、つまり執行とチェックのバランスの中で動いております。したがって、市史編さんをおっしゃるような「正式」でないかたちで、展開してゆくことは考えられませんし、あり得ません。

また、この協議会がはじまります第 1 回目に、市長がみえてあいさつを申し上げ、坂詰会長にこういったことを検討してくださいという依頼文をお渡ししております。また、委員の皆さんには市長名で委員の依頼状をお渡ししております。

こういったことからも、この協議会は正式のものであるということをご理解いただけるのではないかと思っております。正式な会議でございますので、今後ともご協力をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

**坂詰会長** 以上、資料1と資料2の説明がありました。資料1につきましては、前回のこの協議会で委員の皆さんからいろいろご意見をうかがったわけです。そのご意見をもとにして、具体的にどこにそれをもりこんだかということを、今までと同じ考え方で整理したものです。

それをもとにして資料 2 を作成した訳でございます。前回の協議会でうかがったご意見をふまえまして、市史編さんの基本構想と編さん方針をまとめたということです。

以上、2点について説明がありました。このことについては、事務局から各委員の皆さんに案文を事前にお送りし、ご意見をうかがうことをしました、調整済みであるということです。

以上のような経緯をふまえまして、本日の会合では、大体調整が終わっているということですので、お一人ひとりに意見をおうかがいするというよりも、この点を修正したらというご意見があれば、うかがいたいと思います。いかがでしょうか。

**大木委員** ちょっといいですか。たしか市長からの「諮問」は 11 月 25 日までという日付が入っていたかと思いますが、12 月(資料 2 に記載がある)というのはどういう関連で、どういう展開でしょうか。

岡田主査 市長からの依頼は、12月25日までとなっておりました。

**坂詰会長** 12 月 25 日までに、私の方にまとめて報告せよというご指示でした。他によろしいでしょうか。

**入江委員** 記念事業について質問したのは、私です。もちろん予算をいただくにあたっては、承認が要るんだろうと思いました。実はこの間、市制施行 60 周年記念の「喜びの集い」に参加しまして、パンフレットには記念事業というのが、羅列されていたんです。必死に市史編さんというのをさがしたんですが、そこには市史編さんという項目がなかったんです。

ですから、市民向けに市史編さんをやるんだということが、ちっとも PR されていないんだなという感じをもち、ちょっと「シュン」としてしまいした。

もちろん、私は光栄に感じてこの仕事にとりかかった訳ですが、市民向けに どれだけ発信できているか、それが重要かと思っています。

**坂詰会長** ありがとうございました。ただ今、ご指摘の点については、事務 局で今後、遺漏のないよう検討して、しかるべき方法で市民へ周知徹底を図る ことにしていただきたいと思っています。

いかがでございましょうか。議題の内容については、ご意見をいただいて調整いたしておりますので、議題1の「基本構想及び編さんの方針について」は、本日、ご承認いただいたということでよろしいでしょうか。

(「はい」という声がある。)

ありがとうございます。今回の 4 回目の会議で、終了させていただきたいと思っております。特に、ご意見がなければ、あとは事務局の方で再度整理しまして、まちがいのないようにつくっていただきたい。あとは事務局で調整していただくということになろうかと思います。

事務局の方でまとめたその結果を、会長・副会長で市長に報告するというようにスケジュールどおりもっていきたいと思っています。その内容につきましては、事務局で調整できましたら、委員の皆さんに事前にお届けすることにしたいと思っております。

**入江委員** 私自身気がつかなかったことですが、前回の市史編さんには、「資料編」はなかったんですね。つまり、他所では通史編、民俗編、資料編とかとなっていますけど、それはなかったんですよね。

坂詰会長 資料編は最初から出されています。

**入江委員** 通史のあと資料集がずーっと 10 何冊つくられたということではないんですか。

嘱託松本 前回市史を発刊するにあたって、資料集を刊行しております。

入江委員 資料編の方が先ですか。

**嘱託松本** 資料編の方が先です。史料集の中で、講演会の記録であるとか、 新しい史料であるとか、そういったものを市民の皆さんに報告しながら、資料 編をまとめているということです。

**入江委員** ふつう「資料編」というと、ぶ厚い何冊かにまとめられてあるような印象があり、資料編と資料集の区別が私にはわからなかったんです。

**嘱託松本** 通史につきましても「通史編」とはあまり書きません。ことばとしまして、通史に対して資料で、通史編に対して資料編です。資料編といいますのは、資料集を意味しております。

**入江委員** 図書館へ行って確認してみたんですけれど、府中市関連の資料の棚というのは、ズーッと奥の方であまり目立たなかったんですが行ってみて、こんなにすごい資料が並んでいるのかとびっくりしました。

ですから、こんなに多くの資料の積みあげがされて現在があるということに、 ほんとうに敬服し、こんなにあるんならいろんなことが調べられるな、と思い ました。こういうやり方もあるんだな、と思いました。

ふつうの市史では、通史編、資料編というかたちでよくみるものですから、 府中市はこういったやり方でやっていたんだな、ということがわかりました。 勉強させていただきました。ご苦労のほどがわかりました。

**坂詰会長** 史料編をご覧いただいたということですね。お分かりのように史 料編の「史」は歴史の「史」なんですね。

**入江委員** 近現代編は、資生堂の「資」、江戸時代の方は「史」ですね。

**坂詰会長** いろんな資料集を刊行するにあたって、講演会の記録だとか、いろいろな資料を収録してあるんですね。府中のやり方は、そうやってまとめてきた。他のやり方としては、ご承知のように市史に関係する雑誌を出して、その中で収斂してゆく方法もありました。

市によってやり方がちがいますから、府中市は前回そういった方法をとったということでご理解ください。

**入江委員** ほんとうに詳細な資料集でした。私は、今、市民の勉強会で地方 文書を読んでいるんですけれど、ただ何となく読んでいて、こんなにつまらな いものを読んでいるのかな、と思ったんですが、並んでいる資料集をみると、 ああこれも何かお役にたつのかな、と思えるようになりました。

**坂詰会長** だいたい資料ってそんなもんですよね。

**入江委員** ただつまらないものでも、それが積み重なると、ああいう資料集になるんだな、と感じました。

**坂詰会長** だから先ほど、10 年間というのは短いんだよという話がありました。

では、次に日程については、いかがでしょうか。事務局で、日程調整を進めてください。先ほどお話ししたようなことで、今後進めさせていただきます。

今野委員 細かいことなんですけど、協議会の通知に「編さん方針」と「編

集方針」の二つがありまして、何か記録にのこるようなことがあれば---と思いまして。

あとひとつ市民から素朴な質問としてされるのが、国府はなぜ府中なのでしょうかということと、大国魂神社のくらやみ祭はどうしてそんなに市民に根づいているのかということで、市民の素朴な質問ですから、何とかそこを深めてほしいと思います。

**坂詰会長** 歴史的事実を確固としたものとする、現在、継承されているものの拠って成り立つところを明らかにするということだと思います。今回のこの市史編さんも、次の専門部会の方で取組んでいただくということにしたいと思います。

**嘱託松本** 通知文に記載の「編集方針」の文字は、第 2 案までは編集方針ということばを使っていましたので、そのまま記載しております。

**坂詰会長** 次に、議題 1 の (2) のその他ですが、何かございますか。事務局、何かありませんか。

(「ありません」の声あり。)

特になければ、議題1については、これで終了します。議題2ですが、事務 局から報告してください。

**岡田主査** 協議会の今後について、お話しさせていただきます。本協議会の第 1 回目の会議で、私の方から「府中市史編さん協議会設置要綱」を説明した際に、所掌事務としまして、「市史編さんの基本構想に関する件」、「市史編さんの編集方針に関する件」、その他「市長が必要と認める事項」について、意見交換し市長に報告すると説明しました。

また、任期につきましては、「所掌事務が完了する日まで」と説明いたしましたが、市史編さんは、現在の計画では、10年計画ですので、今後、市史編さんを進めてゆく中で、大所・高所から審議いただかなくてはならないことが、出てくるものと考えられます。

今回の報告文の中にも、「別途、検討する」とか、「別に検討して定める」という表現を用いている個所が何か所かございます。これは、市史編さんを実際に進めていく中で、ご審議いただかなくてはならない部分が多いということでもあります。

したがいまして、現在の段階では、要綱の第 2 条に定める所掌事務が完了したというようには解釈しておりません。今回は、現段階におけます第 1 回目の報告文を市長に提出するというように解釈しています。

今回の報告で、本協議会の今年度の活動は一段落しますが、この協議会自体は、引き続き存在し、来年度以降も会議を招集し、検討を行っていただくものですので、ご承知おきください。大体の見通しとしましては、向こう 10 年間く

らいと考えております。

なお、本年度、この協議会は要綱に基づいて発足しましたが、来年度は、条例に基づき設置する審議会としまして、活動をお願いしたいと考えております。 現在の「府中市史編さん協議会」をそのまま「府中市史編さん審議会」におきかえるもので、委員の皆さんも「協議会委員」から「審議会委員」になります。このへんは行政の事務的な手続きの話ですが、来年度に入りましたら事務

長い期間に及びますので、宛職で委員になられている方、あるいはご都合が 悪くなられた方がおいででしたら、事務局にお申し出ください。

局が手続きをふみまして、審議会委員の「委嘱状」をお出ししてまいります。

今までの協議会につきまして、役所的にいいますと類似機関ということになるわけです。審議会は条例設置になりますから、ランクが変わるということになります。そこで来年度、市長から委嘱状が出ますので、皆様に文書をお出ししていきたいと思います。

**嘱託松本** ちょっと補足しますと、来年度以降も皆様方には引き続き委員として、協議をしていただくということであります。事務局と会長と相談しながら、いつごろ、どんな内容なことを検討するかということを調整して、通知する予定でおります。引き続き委員として、よろしくお願いします。

**坂詰会長** ただ今の説明は、7月8日の第1回の協議会の席上で、事務局の方からご説明ありました件で、議事録をご覧いただければ確認できると思います。 ひとつよろしくお願いします。

以上の点について、何かご質問がありますか。よろしいでしょうか。それでは、岡田さん、事務局の方から、今後の対応よろしくお願いします。

(「はい。」という声あり。)

それでは、これで 4 回にわたるご審議、いろいろとご意見をいただいてまいった訳です。私としては、充分なことができず申し訳なく思っています。また、不手際も多かったと思います。副会長 2 人のサポートを得て、どうにかここまで来られました。

これから、今まで皆さんにいただいたご意見をもとにできあがりました案を 事務局の方でまとめ、それを市長に提出するようにさせていただきます。

大変にお世話になりました。不十分でしたけど、ありがとうございました。 最後になりますけど、課長、何かございますか。

**江口課長** それでは、本日、最後の協議会ですので、部長からお礼のことば を申しあげるところですが、代わりに私からごあいさつさせていただきます。

7月8日に第1回協議会を開催しまして、本日まで4回にわたりまして、大変ご多忙中、活発なご意見をいただいて、協議いただきましたこと、改めて私からお礼申しあげます。ありがとうございました。

12 月に市長に会長・副会長が同席の上、この市史編さんの構想、編さんの方針について、渡していきたいと思います。

今後のことでございますが、また、先ほど入江委員さんからお話いただきましたように市民へのPRが充分と伝わっていないということですが、これにつきましては、事務局一丸となって、今後、広報や他の紙媒体だけでなく、さまざまな形でPRに努めてまいりたいと思います。

また、来年度につきましては、市史編さんの専門部会等をふくめた体制と予算について、協議中でございます。事務局としても、こちらも一丸となって体制、予算に努力してまいりたいと思います。

皆様につきましては、来年度以降も引き続き審議会委員として、大所・高所からご指導いただきたいと思いますので、どうぞ今後ともよろしくお願い申しあげます。以上です。

**坂詰会長** 以上をもちまして、第 4 回の府中市史編さん協議会の会議を終了させていただきます。どうも長い間、ご苦労さまでした。

(事務局の「ありがとうございました。」の声あり。)